

《趣 旨》

この指針は、新型コロナウイルス感染症の脅威から、市公共施設を利用される市民の皆さん、そして、そのご家族やご友人、ひいては、すべての市民の皆さんの健康、命を守ることを第一の目的とし、施設を運営する施設管理者が守るべき事項、施設を利用される市民の皆さんが注意する事項を定めるものです。

1 実施体制

- ① 施設内職員の中で、感染症防止対策の「対策実施責任者」を選任
- ② 感染症防止対策がきちんと行われているか確認できる簡易な「チェックリスト」を作成
- ③ 施設を利用する際には、利用者の氏名、連絡先、健康状況（体温、自覚症状の有無等）を把握

2 施設衛生管理

i 密集対策

- ① 利用者間の間隔確保（できるだけ2 m。最低1 m）
 - ・屋内施設では、各部屋の利用定員を減し定めることなどで徹底
 - ・屋内施設では、減した利用定員に合わせ各部屋の机、イスの設置数を減しておく
- ② 入場制限
 - ・入退場時の人数の制限・コントロールの実施
 - ・ロビー等の共用スペースの机配置の変更、イス数の削減
 - ・利用時間の短縮に向けた依頼

ii 密閉対策

- ① 頻繁な換気
 - ・30分に1回以上、数分間の窓開け。2方向の窓開け
 - ・自動ドアの開放、換気扇の常時稼働 など

iii 密接対策

- ① 対面場面の遮断措置（アクリル板、パーティション等）

iv 衛生管理

- ① 手指の衛生
 - ・入口や施設内に手指消毒設備の設置
 - ・職員及び入場者の手指消毒の徹底
 - ・トイレにおけるハンドドライヤーの使用禁止
- ② 徹底した清掃・消毒
 - ・十分な清掃と多数の人が頻繁に触れる場所の特定と消毒の徹底
(テーブル、イスの背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、電話、PC、蛇口、手すり、エレベーターボタン等)
 - ・施設内共用部分の消毒実施個所の特定と実施時間、実施者を定めて実施
 - ・貸館の部屋内は、利用者に利用前後の消毒の実施依頼を徹底
- ③ 廃棄物対策
 - ・鼻水、唾液のついたごみはビニール袋に入れ密閉して持ち帰りを徹底
 - ・ごみ回収者は、マスクや手袋を着用

- ・マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手洗いを徹底
- ・トイレの蓋を開けて汚物を流すことの徹底

3 利用者をお願いする事項

① 利用者に周知

- ・利用者のマスク着用
- ・利用前に自宅で検温して、37.5度以上または平熱比1度超過の場合入場を控えてもらう徹底
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、その他感冒に似た症状のある場合入場を控えてもらう徹底
- ・途中で体調が悪くなった場合は、すぐに利用をやめ施設側に申し出ることを周知徹底
- ・屋外遊具・トイレ等定期的な清掃・消毒ができない場合、利用者に丁寧な手洗い励行を周知

② 施設貸出にあたって

- ・利用者の氏名と連絡先の確認の実施
- ・利用者の健康チェック（検温、マスク着用等）の実施
- ・利用前後で手で触れる箇所の消毒の実施（消毒液等は施設側で貸出）
- ・入場ゲートなど行列ができることが想定される際、列の間隔確保のための床サイン等の実施
- ・施設内飲食は、活動の性格上飲食が不可欠なもの、及び水分補給以外は許可しない
なお、飲食の際は、「対面場面を作らない」、「人と人との距離確保」、「会話は控える」を徹底
- ・物販等は、当面の間許可しない
- ・グループ討議やワークショップ方式の講座は許可しない
- ・入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、3密環境回避の実施
- ・感染拡大防止のための業種（種目）別ガイドライン等に則した感染防止対策の徹底
- ・上記貸出にあたり注意すべき事項を記した書面を交付し、周知徹底を図る

③ 規模

- ・屋内施設では500人、かつ収容人数の半分以下の参加者数とする
- ・屋外施設では1,000人、かつ人と人との距離（できるだけ2m）を十分確保できる参加者数とする

4 利用形態ごとの注意事項

i 音楽

- ・大声の発声、合唱、歌唱、声援は必要最小限とし、できるだけ少人数ごとで行うこと
- ・歌唱者、演奏（管楽器 以下同）者同士、又は歌唱者、演奏者とそれ以外者との前後左右の間隔を2m以上確保

- ・マスク着用の徹底（水分補給時は除く。そのほか各ガイドライン等に則す）
- ・歌唱、合唱、演奏が終わるたびに換気を実施（できるだけ2方向の窓開け）
- ・楽器や共有物について、使用前後の消毒等を適切に実施
- ・マイクの使い回し、楽譜の共有は避ける。また、適宜消毒を実施
- ・管楽器は個人管理とし、他人が触れないよう徹底

ii 運動・スポーツ

- ・屋内施設では、窓を開放、2方向の窓開けなど十分な換気を実施
- ・利用者が触れる箇所や物品の消毒の徹底
- ・呼気が激しくなるような運動や大声(声援を含む)を出す活動は、なるべく控える
（なお、対策を講じて実施する場合は、より一層の身体的距離（2m以上）を確保する）
- ・マスク着用の徹底（水分補給時は除く。そのほか各ガイドライン等に則す）
- ・更衣室等の利用は極力控える。どうしても必要な場合は、3密対策の徹底と短時間化

iii 料理・工作

- ・換気扇の常時稼働、窓の開放、2方向の窓開けなど十分な換気を実施
- ・器具・用品、食器、テーブル、イス等の使用前後の消毒等を適切に実施
- ・原則、マスク着用（試食時等を除く）と必要に応じた手指消毒、手袋使用の徹底
- ・調理台や作業台など対面式テーブルでは、対面とならないよう配慮した利用者数とする
（各テーブル2～3名程度の利用とする）

5 職員の対応

① 職員の対策

- ・職員のマスク着用、手洗い・手指消毒の徹底
- ・毎日の検温を実施し、平熱+1度以上の熱がある場合の休暇取得と医療機関受診を促す
- ・体調不良（家族含む）の場合、休暇取得を徹底
- ・衣服のこまめな交換・洗濯
- ・日頃の行動制限（3密などのリスクのある場所への移動を控える）
- ・時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底
- ・利用者の体調異変者が発生した場合、防護対策を講じた上ですみやかに別室に隔離する

6 その他

① 感染症対策に向けた利用者への呼びかけ（掲示物、放送など）

（社会的距離の確保、マスク着用、手指消毒徹底、健康管理の徹底、差別防止の徹底等）

（利用前後の懇談・交流の場は感染リスクが高いため控えるよう周知）

（厚生労働省の接触確認アプリや岐阜県感染警戒QRシステム利用の推奨）

◆ この指針は、令和2年6月1日から適用する。なお、市内外の状況により改定を行うものとする。

◆ この改定指針は、令和2年7月1日より適用する。ただし、6月15日から再開する施設・部屋においては同日から適用する。

◆ この改定指針は、令和2年8月1日から適用する。